障がい福祉サービス・障がい児通所支援の利用負担額の減免

1. 支援の内容

震災、風水害、火災等により一定以上の損害を受けた場合、障がい福祉サービス・ 障がい児通所支援の利用者負担を減免します。

2. 対象者(要件等)

震災,風水害,火災等の災害により,住宅,家財等の財産に著しい損害を受け,その程度が半壊,床上浸水,半焼以上のいずれかの者

3. 減免後の利用者負担月額

0円

4. 減免の適用期間

災害の発生した月から起算して1年を経過する日の属する月まで

5. 申請期限

被災した日から3か月以内

6. 申請に必要なもの

印鑑, り災証明書(市で確認できる場合は不要)

7. 申請窓口

障がい福祉課支援給付担当 (TEL) 084-928-1208 (FAX) 084-928-1730

松永保健福祉課保健福祉担当(TEL) 084-930-0410

北部保健福祉課保健福祉担当 (TEL) 084-976-8803

東部保健福祉課保健福祉担当 (TEL) 084-940-2572

神辺保健福祉課保健福祉担当 (TEL) 084-962-5005

新市支所保健福祉担当(TEL) 0847-52-5515

沼隈支所保健福祉担当 (TEL) 084-980-7704

【問い合わせ先】

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課 サービス給付担当 (TEL) 084-928-1208 (FAX) 084-928-1730